

保育従事職員家賃等補助事業Q&A

◆保育従事職員宿舍借り上げ支援事業

Q.1 補助対象となる施設はどこですか。

A.1 品川区内にある保育施設（認可保育所、認証保育所、小規模保育事業）が対象となります。

Q.2 補助内容はどうなっていますか。

対象経費	賃借料、共益費（管理費）、礼金、更新料等 ※敷金、仲介手数料、保証金等は対象になりません。
補助率	◆認可保育園 国1/2 都1/4 区1/8 事業者1/8 ◆認証保育所・小規模保育事業 都3/4 区1/8 事業者1/8
A.2 補助金額	宿舍1戸あたり対象経費のうち、月額82,000円を上限とします。 ※未入居の月は補助対象外とします。 ※入居者から宿舍使用料を徴収している場合は、当該金額を差し引いた額を補助します。 ※入居者に対して、住居手当および住居手当に類する補助が交付されていないことが条件となります。
補助期間	①から④までのすべての要件を満たす期間が補助対象期間となります。 ①当該保育施設を開設・運営する事業者が宿舍を賃貸借契約を締結し、借上げていること ②対象となる保育従事職員を採用していること ③対象となる保育従事職員が入居していること ④対象となる保育従事職員と事業者の入居契約等が結ばれていること

Q3 補助期間（事業期間）はいつまでですか。

A.3 平成28年3月31日までになります。
 28年度以降は、国・都の事業の実施状況をみながら検討します。

Q.4 どのような保育従事職員が対象となりますか。

A.4 保育従事職員とは、施設長、保育士、保育補助者、看護師、調理員、栄養士等をいいます。（ただし、当該施設の経営に携わる法人の役員を除く。）
 ※当該保育施設に新規（平成25年度以降）採用された常勤の保育従事職員
 ※当該保育施設に採用されてから5年以内の常勤の保育従事職員（平成25年度より前に当該保育施設が借上げる宿舍に入居しているものを除く）

Q.5 借り上げる宿舎の要件はどうなっていますか。

事業者が原則として区内に宿舎を借り上げ、保育従事職員用の宿舎としていること（入居）が要件となります。

宿舎は原則区内としますが、区外の場合は別途協議の上、決定します。

A.5 なお、宿舎は当該保育施設から通常の交通手段で1時間以内を目安とします。
※法人が保育従事職員用宿舎として、借り上げている物件が補助対象となります。法人及び職員・役員等が所有する物件を貸与している場合は対象となりません。

Q.6 月途中に入居・退去をした場合は対象となりますか。

A.6 賃借料負担が発生している場合は補助対象とします。ただし、賃借料実負担額を上限とします。

Q.7 年度途中で、退職もしくは宿舎を出た場合はどうなりますか。

A.7 その段階で、対象外となります。

Q.8 賃借料・共益費を前払いした場合は対象となりますか。

A.8 補助期間の対象となる月分は対象とします。

Q.9 保育従事職員が対象経費の一部を支払っている場合は対象となりますか。

対象経費の一部を保育従事職員が本人が負担している場合は、対象経費から本人負担分を除いた金額が対象となります。

A.9

（例1）	対象経費	8万円	（例2）	対象経費	12万円
	本人負担	3万円		本人負担	3万円
	差額	5万円		差額	9万円
	⇒5万円が補助対象			⇒上限の8万2千円が補助対象	

Q.10 単身者のみを対象としていますか。

単身者で無くても構いません。
ただし、主としてその収入※によって当該世帯の生計を支えていること。

A.10 ※「収入」とは、現在及び将来にわたる総収入金額をいい、勤労収入、事業収入、資産収入、その他公的年金等あらゆる収入について、総収入金額でとらえる。「主として生計を支えている」とは、本人の収入が世帯収入の50%を超えている場合をいう。

Q.11 産休期間は対象となりますか。

A.11 事業者の就業規則等に、期間終了後、復帰できる規定がある場合は対象となります。
ただし、5年間の期間除算はしません。

Q.12 育休期間は対象となりますか。

A.12 事業者の就業規則等に、期間終了後、復帰できる規定がある場合は対象となります。
ただし、5年間の期間除算はしません。

Q.13 平成27年4月（もしくはそれ以前）からすでに宿舍を借り上げて保育従事職員に貸していますが、いつから対象となりますか。

A.13 要綱の整備を現在進めています。制定はこれからとなりますが、4月1日より遡及適用しますので、要件を満たしていれば4月より対象となります。

Q.14 補助金の請求手続き等はどうのような流れとなりますか。

A.14 補助金交付に関しては、申請→交付決定→請求→交付といった手続きが必要となります。提出書類はそれぞれの手続きで異なることとなります。要綱で申請書等の様式等（提出書類）を定めませんが、詳細については、現在調整中です。

Q.15 補助金の支払方法はどのような方法を予定していますか。

A.15 補助金の支払は、年度末実績報告に基づく支払を予定しています。

Q.16 補助内容等が今後変更となることはありますか。

A.16 本補助事業は、東京都保育従事職員宿舎借上げ支援事業補助金交付要綱に基づいて実施します。東京都の要綱改正に伴い変更することがあります。

Q.17 事業を活用するにあたり何をしたらよいですか。

本補助事業は、補助対象者である保育従事職員が事業者が借り上げる宿舎に入居する時に、事業者に対して賃料を補助するものであるため、事業者は、賃貸アパートなどを宿舎として借り上げる制度を事業者として構築する必要があります。

A.17 また、補助対象者である保育従事職員に住宅手当が支給されていると対象外となりますので、住宅手当を支給している事業者は、給与規定等の改定も行う必要があるかと思えます。
事業者として、保育従事職員宿舎を借り上げる方針が固まった段階で、区にご相談ください。

Q.18 不動産の借上げを行うにあたり注意することはありますか。

A.18 本事業は、事業者と借り上げる宿舎の所有者との間の契約に基づく賃料に補助するものです。借上げ物件を探す等する場合は、不動産業者等に保育従事者個人の契約ではなく、法人契約であることをきちんと理解してもらったうえで、ご相談ください。

※Q&Aは現時点のもので、東京都の要綱改正等により変更となる場合があります。